本籍不詳　馬場ヌイ、本籍不詳　野間スマ・フデ、本籍不詳　野間勇一、本籍不詳　吉井ヤス、本籍不詳　吉井径行、本籍不詳　鮫島ナ○ノ・○助・タケ・キサ・一郎・三郎・相○・○一、本籍不詳　宮之原孝吉、本籍不詳　木脇盛清・シマ・コノ、本籍不詳　隈元サト、本籍不詳　濱内チヨ・ミチ・吉蔵・キク、本籍不詳　野村清七、本籍不詳　手柴○○、本籍不詳　本田菊鶴・小畝、本籍不詳　松木○吉・キサ、本籍鹿児島市郡元町505　幸福三次郎、本籍不詳　幸福行夫、本籍不詳　幸福正春、本籍不詳　横山源一郎、本籍不詳　横山源太郎、本籍不詳　鮫島正春、本籍不詳　川田十太夫・ツヤ・国知・イワ子・千代子、本籍不詳　田中仁助、本籍不詳　田中イセギク、本籍不詳　田中亀菊・金蔵・勇、本籍不詳　田中智惠子・計佐菊、本籍不詳　池吉政則、本籍鹿児島市樋之口町61　勝興市・○二・忠雄、本籍不詳　高山フイ、本籍不詳　小正津多・傳吉、本籍不詳　鎌田○○秋・チヨ・○○子・弘士・スミ、本籍不詳　末吉一男、本籍不詳　橋口操・サチ子、本籍不詳　永田善納、本籍不詳　永田良和・テイ、本籍不詳　永田楢、本籍不詳　竹内正夫、本籍不詳　竹内善之助、本籍不詳　隈元種行、本籍不詳　田中助次郎、本籍不詳　関八之丞・スイ、本籍不詳　楠畑正則・森之助、本籍不詳　楠畑シズ子、本籍不詳　楠畑ハル子、本籍不詳　久留米タカ、本籍不詳　川畑正志、本籍不詳　西馬場ミネ、本籍不詳　村山有之進・トラケサ、本籍不詳　萩原栄二、本籍不詳　濱田セツ子、本籍不詳　田中清次・キミ、本籍不詳　田中○○、本籍不詳　大垣仲兵衛、本籍不詳　田代○之、本籍不詳　三原國雄、本籍不詳　鍛冶屋早苗、本籍不詳　鍛冶屋○四郎

1．改葬を行おうとする者　鹿児島市山下町11番1号　鹿児島市長　森　　博幸

無縁墳墓等改葬公告

墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成22年3月30日　　鹿児島市

1．墳墓等所在地　鹿児島県鹿児島市宇宿七丁目28番

1．墳墓等の名称　鹿児島市営宇宿墓地

1．死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　濵島浅助、本籍不詳　轟木畝助・マツ・義雄・郁也・スキ・ナル、本籍不詳　福元トミ子・フクヱ・トメ・新助、本籍不詳　川久保清、本籍不詳　福元ツル江、本籍不詳　塩満浅吉、本籍不詳　高橋文子・保・サダ、本籍不詳　上国料畝六、本籍鹿児島市宇宿町604　浜田太郎助・アサ・ヨシガメ・ハツガメ・三五郎、本籍不詳　大徳常吉、本籍不詳　大徳ケサグリ、本籍不詳　田代安光、本籍不詳　国料定雄、本籍鹿児島市宇宿三丁目8－2　國料ケサガメ、本籍不詳　今村三次郎、本籍不詳　濵平浅助、本籍鹿児島市宇宿三丁目37―17　濱平ハツガメ、本籍不詳　森園秀吉、本籍不詳　森園ヤス、本籍鹿児島市宇宿三丁目6－9　米盛助次郎・センガメ・三之助・ケサグリ、本籍不詳　笹平豊子、本籍不詳　本坊和子、本籍不詳　井浦安・トミ・俊一・浦栄・佐紀・フクチヨ・俊幸

1．改葬を行おうとする者　鹿児島市山下町11番1号　鹿児島市長　森　　博幸

法人解散命令処分公告

財団法人九州流通システム協会（主たる事務所の所在地福岡県福岡市中央区赤坂1丁目2番1―1105号）は、正当な理由がないのに引き続き三年以上その事業を休止したので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第96条第2項の規定により、その解散を命ずる。

平成22年3月30日

福岡県知事　麻生　　渡

（教示）

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（当該期間内であっても処分の日から1年を経過すると異議申立てをできなくなります。）に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます（行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の規定による通知が到達した者は異議申立てをすることはできません。）。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日（福岡県知事に対して異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する福岡県知事の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内（当該期間内であっても処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に、福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十二年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十日

群馬県吾妻郡嬬恋村大字大笹生田字奥間七七〇番一四号北軽井沢ホープヒルズノシアス

コミュニティセンター　ノシアス理想都株式会社

代表清算人　岡田　草平

解散公告

当社は、平成二十二年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十日

東京都多摩市聖ヶ丘二丁目一四番地の二

フラクトエイト有限会社

代表清算人　福田　章二

解散公告

当社は、平成二十二年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十日

東京都港区赤坂四丁目一番三二号

ニュー・リアル・クリエイション株式会社

代表清算人　田中　淳嗣

解散公告

当社は、平成二十二年三月吉日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十日

東京都世田谷区瀬田二丁目一三番一一号

有限会社奏音舎

清算人　十時　節子

解散公告

当社は、平成二十二年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一―二〇一号

ニューシティ・リアルエステイト・トレーディング15有限会社

清算人　井出　清彦

解散公告

当社は、平成二十二年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一―二〇一号

ニューシティ・エムエル・フォー有限会社

清算人　井出　清彦

解散公告

当社は、平成二十二年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月三十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一―二〇一号

ニューシティ・エムエル・ファイブ有限会社

清算人　井出　清彦